

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第34回）

議事録

日時：平成29年6月14日（水曜日）16時00分～18時00分

場所：経済産業省別館9階946共用会議室

出席者

松原委員長、伊藤委員、浦田委員、武田委員、田島委員、飛田委員

議題

1. 地域未来投資促進法について
2. 地域未来投資促進法の工場立地法の特例に関する告示案について
3. 工場適地調査の見直しについて

議事内容

○松原委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより産業構造審議会地域経済産業分科会第34回工場立地法検討小委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会進行役をさせていただきます東京大学大学院総合文化研究科の松原宏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、会議に先立ちまして、鍛冶地域経済産業審議官より一言ご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○鍛冶審議官　経産省の鍛冶でございます。ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。会場が狭くて、なおかつ暑うございますので、どうぞ上着等はおとりいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年来、10年ぶりの企業立地法の見直しということで、この分科会の先生方にもお集まりいただきまして、特に年末のお忙しい中、やや時間の短い中で熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。その段階で、まだ詳細についてみえていない中で一部ご審議をいただいたということもございましたけれども、そのご審議の結果も踏まえまして、今国会に企業立地法の見直しをする法案を提出いたしまして、衆議院、参議院合わせまして10

時間のご審議をいただき、過日、成立いたしましたして、6月2日に公布。公布から3ヵ月以内の施行を目指しておりますので、私どもとしては、できれば8月の頭で施行したいということで今準備を進めております。

この間、皆様のお力をいただきまして、そこまでたどり着きましたことをご報告いたしますとともに、本日は、去年の暮れ以来、具体的にどういう形でこの法案の内容を定め、国会の議を経て成立したのかという経緯のご説明を改めていたしますとともに、その中で措置されることになりました工場立地法の特例について、改めて制度の設計についてのご審議をいただきたく、よろしく願いする次第でございます。どうもありがとうございます。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

続きまして、今回新たに住友化学レスポンシブルケア部の環境・安全担当部長でいらっしゃる伊藤孝徳様、それから、千葉県商工労働部産業振興課産業・新エネルギー企画室長でいらっしゃる武田敦様が委員に就任されましたので、簡単な自己紹介をお願いできれば幸いです。

まず、伊藤委員からお願いいたします。

○伊藤委員　　住友化学レスポンシブルケア部の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は化学工業の部隊で、弊社においては大阪、大分、愛媛、千葉といろいろな工場を回ってきてまして、今、レスポンシブルケアの環境・安全を担当しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長　　それでは、続きまして、武田委員、お願いいたします。

○武田委員　　千葉県商工労働部産業振興課の武田と申します。

千葉県では平成26年3月に、「明日のちばを創る！ 産業振興ビジョン」をつくってございまして、そのビジョンに基づき、県の経済の要である京葉臨海コンビナートの競争力強化や、地域の魅力を生かした企業誘致、成長分野の健康医療ものづくり産業の振興などに力を注いでおります。

本日は、この小委員会の皆様のご意見とかを参考にさせていただいて、次の千葉県の産業振興施策に生かしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松原委員長　　よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

あとは、資料1が委員名簿になっておりますけれども、その下の欄にオブザーバーとし

て関係省庁の方々にも本委員会にご参加いただいております。非常にたくさんですので、それぞれのお名前は略させていただきますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、まず本日の配付資料等について事務局から説明をお願いいたします。鎌田課長、お願いします。

○鎌田課長　　本日は、ペーパーレス会議とさせていただきますので、皆様のお手元のタブレット端末で配付資料をごらんいただければと思います。操作方法につきましては、不具合などが途中で発生しましたら、担当の者に目配せいただければサポートさせていただきますので、よろしく願いいたします。配付資料につきましては、もう画面上に出ているかと思っておりますので、省略させていただきたいと思っております。関係のファイルをタップしていただければ資料が開くということでございます。

それから、資料2を早速ごらんいただきますと、委員会の公開についてという資料がございます。これについてご説明させていただきます。

会議終了後、議事要旨を作成いたしますけれども、無記名とし、事務局の文責のもとで作成し、速やかに公開させていただきます。議事録につきましては、委員の皆様にご了解いただいた後、発言者名を記載の上、委員会終了後原則1ヵ月以内に公開させていただきます。配付資料は原則として公開いたします。傍聴等につきましては省略させていただきますけれども、最後のところですが、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開とするか否かは委員長に一任することとさせていただきます。

本委員会の公開につきましては以上でございます。

○松原委員長　　ありがとうございました。それでは、議事次第に従って議事を進めさせていただきますけれども、今日の議事は大きく3つ出ております。

最初は、地域未来投資促進法。鍛冶審議官から冒頭ご挨拶いただきましたけれども、地域未来投資促進法の概要について少しご説明いただきます。

それを受けまして、工場立地法の特例に関する告示案について審議をいただくこととなります。ここが一番重要な、今日のメインの話になるかなと思います。

さらに、これは新しい話なのですが、工場適地調査の見直しについてというものご審議いただければと思います。

それでは、まず初めに、地域未来投資促進法について事務局より説明をお願いいたします。

なお、ご意見は後でいただくこととなりますけれども、ネームプレートを立てていただ

ければ、私から指名させていただきます。

それでは、田岡室長からよろしく願いいたします。

○田岡室長　それでは、まず私から資料3に基づきまして、地域未来投資促進法の概要についてご説明させていただきます。資料3をお開きいただければと思います。

それでは、1ページをお願いいたします。地域で生まれつつある新たな経済成長の動きということで、観光とか航空機・宇宙部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組み、私ども、地域未来投資と呼ばせていただいておりますけれども、これが全国津々浦々で活発になることで、地域経済の稼ぐ力の好循環の実現が期待されるということでまとめさせていただきます。

そこにございますように、成長ものづくり分野の例えば医療機器とか航空機部品、バイオ新産業、農林水産の海外市場獲得ですとか、地域製品のブランド化、観光・スポーツ・文化・まちづくりのスタジアム・アリーナ整備とか、訪日観光客の消費喚起、文化財の活用、第4次産業革命関連でのデータ利活用による課題解決高収益化ビジネスとか、ヘルスケアのロボット介護機器開発など、いろいろな取り組みが地域で登場してございます。

地域未来投資の特徴といたしまして、将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資、地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携、明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入、このあたりが特徴になっておりまして、私ども、担い手として地域の中核企業は重要な存在だということに着目しております。

2ページをお願いいたします。特に、その中でも地域の牽引役として期待されるカテゴリーといたしまして、地域におけるリーダーシップがあること、高い設備投資意欲と成長力があること、域内外を結ぶバリューチェーンの要となるということで、地域の中核企業に着目しております。

資本金の1～10億円の中堅企業というのは全国に約2.5万社ございまして、企業数のシェアではわずか0.9%でございます。しかし、全企業に占める売上高のシェアは2割弱、従業員数シェアも16%ほどを示しております。また、リーマンショック後の売上高の伸び率、設備投資額の伸び率をみても、ほかの資本金の規模の企業に比べても非常に高い伸びを示しているということで、ここが地域経済をこれから牽引するということが非常に高く期待されております。

3ページ目をお願いいたします。そういったところを支援するために、地域未来投資促進法というのを今回制定させていただきました。地域の特性を生かして高い付加価値を創

出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことによって地域経済を牽引する事業、これを法律上、地域経済牽引事業と定義させていただきました。ここを法律でしっかりと応援していこうということでございます。

具体的には、1つは、私ども、この関連の業務といたしまして、今後、地域経済牽引企業の牽引事業の担い手候補として2,000社程度を抽出、公表して、情報提供してまいりたいと思っております。また、法律に基づきまして、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して、国から集中的に支援を行うということによってやってまいりたいと思っております。

目標でございますが、今後3年間で2,000社程度を支援して、投資額を1兆円、GDPを5兆円増大させることを目指したいと思っております。そのイメージ図が下に書いてございます。左側の地域の中核企業のところを中心に、波及効果のある事業を応援することにより、右側のように日本全体の層の厚みを増しまして、域内外の好循環につなげていきたいということでございます。

4ページをお願いいたします。具体的な法律の基本スキームでございます。国が基本方針をつくりまして、それに基づきまして、市町村と都道府県が基本計画を策定していただけます。国が基本計画を同意いたしまして、その基本計画を踏まえて、地域の事業者が地域経済牽引事業計画をつくっていただくこととなります。こちらは都道府県知事が承認する、地域で承認するというスキームになっております。

右側の絵にございますように、それをサポートする意味では、情報収集の支援のところでは、RESASや、先ほど申しました地域の中核企業候補の2,000社選出、公表を応援していきますし、また地域の協力体制の構築ということで、地域経済牽引事業促進協議会という産官学金の協議会もつくることできるように仕組みでございます。

また、支援策といたしましては、事業者のニーズに合わせまして、人材、設備投資、財政金融、こういったヒト・モノ・カネ、それから情報、規制の特例措置などをパッケージで支援できるようにしてございます。

それでは、5ページをお願いいたします。具体的な主な支援措置でございます。まず、人材面での支援でございますが、専門人材による市場展開などの支援ということで、今年度は25億円の予算を獲得いたしまして準備をしております。私ども、グローバルコーディネーターという国際事情に精通した専門家に、地域の中核企業が海外にマーケットを開拓する際の支援をしていただく、こういった販路開拓支援ですとか、そのほか、ビジネスの戦略策定のハンズオン支援、支援ネットワークの形成といったところをやってまいります。

また、下にございますような地域雇用対策との連携では、厚生労働省の事業との連携によりまして、例えば若手の人材不足が今非常に深刻になっておりますが、新卒の学生さんと地域の企業をマッチングするような就職の説明会、面談会の開催など、いろいろな事業が厚労省さんの事業でできますので、連携してやらせていただく予定になっております。

それでは、6ページをお願いいたします。モノ、設備投資の支援でございます。法律に基づきまして事業計画が承認された場合に、事業者さんが将来への投資ということで、さまざま設備投資をされます。それを後押ししてまいる税制面での措置でございます。地域未来投資促進税制ということで、今年度新設させていただきましたけれども、国が先進性を確認した事業、設備などにつきまして、機会装置では40%の特別償却または税額控除4%といったものを配置しております。現行の企業立地促進法との関係でいきますと、今回は業種の限定がございませんので、従来の製造業のみならず、非製造業などもサービス業にも広範に使っていただけるものとなっております。

また、固定資産税、不動産取得税といった地方税の関係では、自治体が独自にこの法律と連動して減免された場合に、地方税収が減収するわけですがけれども、そこを国が4分の3ほど補填することを措置しております。これによりまして、この法律に連動して自治体さんが固定資産税、不動産取得税を減免するという独自の措置をとっていただくことを後押ししてまいりたいと思っております。

それでは、7ページをお願いいたします。財政・金融、カネの面の支援でございます。地方創生関連施策との連携ということで、内閣府、まち・ひと・しごと創生本部が地方創生推進交付金ということで、自治体、地域が行う地方創生のプロジェクトに対して交付するお金が今年度も1,000億円ございます。内閣府と調整いたしまして、この法律での承認プロジェクトにつきましては、重点的にこの交付金を活用していただくということで準備しております。

下に行きまして、リスクマネーの供給促進でございます。事業者さんのニーズといたしまして、今後銀行からの融資のみならず、出資のような形での資金のニーズもいろいろお聞きしております。地域経済活性化支援機構、REVICという組織、そして中小企業基盤整備機構という独立行政法人などのファンドによるリスクマネー供給もできるように準備しているところでございます。

それでは、8ページをお願いいたします。情報面での支援措置でございます。1つはRESAS、地域経済分析システムの活用による情報提供でございます。RESAS、47都

道府県、1,720程度の市町村の地域ごとに産業、観光、農業、人の動きなど、いろいろな面での基本的な分析がわかりやすく示されるシステムが今ございますけれども、これによる分析など地域での案件発掘、それから、強みを伸ばしていこうといった分析の支援なども行ってまいります。

下のIT活用に関する知見の支援ということで、これは今後、例えば自治体が保有しております公共データの民間活用に向けた開放というのでも進んでまいります。それに伴う事業者さんによるサービス創出も出てくると見込まれます。こういったところに対応するように、IPA、情報処理推進機構による自治体への協力業務、サポート業務なども法律に基づいてしてまいる予定になっております。

9ページをお願いいたします。情報面での支援のもう1つでございますが、地域中核企業候補の抽出、2,000社の選定、公表ということでございます。先ほど少し触れさせていただきましたけれども、今年の夏を目途に、地域の経済を支えている企業、また、これから支えられ期待される企業を2,000社程度選定して、公表してまいりたいと思っております。公表することによりまして、地域での産学官金での自立的な動きが活発になることも期待しておりますし、また、この地域未来投資促進法の活用などもしっかりとご案内して、これから一歩前に、新しい挑戦をされたいという事業者さんには応援してまいりたいと思っております。

10ページをお願いいたします。規制の特例措置の関係でございます。土地利用調整関係ということで、農地の転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置というのでも今回措置をさせていただきました。事業の性質によりましては、農地や市街化調整区域で施設を新たに設置するといったニーズも地域では多々あると承知しております。農水省さん、国交省さんともしっかりと調整させていただきました。優良農地の確保をしっかりと前提にして、一定の条件が整うものについての農地における施設の設置、整備のための農地転用の許可などもスムーズにできるように措置をさせていただいております。

また、市街化調整区域も、都市計画法の開発許可制度運用指針を改正することによりまして、一定の施設につきましては、開発審査会において、通常、原則として許可して差し支えないものという位置づけにさせていただくことで、地域経済牽引事業の促進に資するものとして措置させていただいております。

11ページをお願いいたします。工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置でございます。こちらにつきましても、企業立地促進法と継続して今回も措置をさせていただ

きました。重点促進区域というエリアを地域で設定していただきまして、その中でとりわけ工場立地を促進する、強化していくという地域を工場立地特例対象区域というように設置していただきます。そちらにおいては、条例により、対象工場の立地に際して緑地面積率及び環境施設の面積率を国の定める基準の範囲内で設定することが可能という措置をとらせていただきました。ここの詳細はまた後ほどの議論になりますので、この程度にとどめさせていただきます。

12ページをお願いいたします。規制の関係で、そのほかの措置でございます。地域ブランドの推進等に関する商標法、特許法の特例ということで、現在いろいろな地域で地域名と食べ物ですとか、地域名といろいろな商品ですとか、こういった地域ブランド商標をとっていただくという動きが進んでおります。その中で、商標法上では、一般社団法人は現在、登録の主体に認められていないのですけれども、この法律に基づいて一般社団法人が事業を行う。その関連で地域ブランド商標をとりたいといった場合には、とれるように今回措置をさせていただきました。また、中小企業については、登録料などの減免なども措置をさせていただいております。

それから、下の事業者ニーズを踏まえた環境整備に係る提案でございます。さまざまな地域経済牽引事業、ものづくりから観光、サービスなど広範のプロジェクトが想定されるのですけれども、自治体さんに対する事業環境整備の要望なども潜在的なニーズとしていろいろあるとお聞きしております。そういったものを自治体に改善をお願いするといった提案措置を法律の中で措置させていただいております。事業者さんが自治体に、例えば条例を少し見直していただきたいですとか、自治体で独自につくった計画などでこういったところを盛り込んでいただきたいですとか、具体的にこういう措置をしてほしいとか、こういう提案をいたしまして、自治体がそれに対してしっかりと対応する必要があると思うものについてはしっかり通知する。努力義務規定ですが、自治体と事業者のコミュニケーション円滑化の規定を入れさせていただいております。

13ページをお願いいたします。法律の今後の執行スケジュールでございます。3年で2,000社程度の支援を今目指しております。そのために、今後8月上旬を施行の予定で考えておりますけれども、自治体や事業者への周知をしっかりと行いまして、計画作成のサポート体制もあわせて充実させていただきまして、法律施行のスタートダッシュをしていきたいと思っております。この審議会が終わりまして、来週以降、順次地方公共団体向けの説明会をまいります。

また、先ほど触れさせていただきました2,000社の選定プロジェクトの関係では、6月下旬から7月中旬にかけて推薦の公募などもしてまいりたいと思っております。

また、この施行に向けて、情報提供のためのウェブサイトの立ち上げなども準備をしております。夏ごろに2,000社リストを公表させていただきまして、内閣府の地方創生推進交付金の公募などにも対応できるようにサポートしてまいりたいと思っております。

また、自治体さんから出てくる基本計画については、速やかに同意して、具体的な事業計画が承認されるように、スピード感をもって進めてまいりたいと思っております。

14ページ以降は、地域経済牽引事業を中心とした事業のイメージでございまして、14ページにございますのは、成長ものづくり企業のタイプ、15ページにありますのは、データ利活用の関連のタイプ、16ページにございますのは、食などの地域商社のタイプ、17ページにございますのは、観光・スポーツ・まちづくりの関連の事業などでございます。18ページには、地域未来投資の案件として私どもの経済産業局などで少し収集した中で、フロントランナーのような方々のプロジェクトを紹介させていただいております。

私からは以上でございます。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。ただいまのご説明についてご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。どうぞ、浦田委員、お願いします。

○浦田委員　　この後の議論とちょっと関連する部分の質問をしたほうがいいのかと思うので、お聞きするのですけれども、定量的にいうのは多分難しいだろうと思うので、ざっくりどんな感じなのかという感じでお聞きするつもりなのですが、もともと工場立地法の対象になる製造業のようなものに対して、今回の法律だと対象になる業種の範囲が相当広いので、直接工場立地法の規制の対象にはならないようなものがかかり多くなってくるのかなと思うのです。企業立地促進法のときに比べて製造業的なものがかかり狭まって、それ以外のものがふえるようなイメージでよろしいのですか。

○松原委員長　　田岡さん、よろしくお願いします。

○田岡室長　　この法律は、委員ご指摘のとおり、今回、製造業に加えて、広範にサービス業なども対象になるわけですが、製造業の部分につきましても、自治体の基本計画において、地域経済牽引事業として位置づけて促進していきたいというニーズのあるものについてはしっかり支援ができますので、製造業でもここを伸ばしたいという部分については、今回の法律においても多くのプロジェクトが出てくると予測しております。

ボリューム的にどうかというところについては、自治体さんが基本計画で、製造業の中で今後どの分野を重点的にやっていくかによっても変わっていきますので、一概には申し上げられないのです。ただ、企業立地促進法に比べれば、製造業のところは戦略的にここを重点化していきたいというところは書いていただくことになりますので、そういう意味での業種は一定程度選択的になるのではないかと、厳選されていくのではないかと考えております。

○松原委員長 浦田委員、いかがでしょうか。発言の背景には、環境とかそういう面での懸念ということでしょうか。

○浦田委員 懸念というよりも、この新しい法律で制度運用的な、要するに工場立地法が対象になるような部分というのは、増えたり減ったりという対象が、ベクトルの方向としてどのくらいのボリュームになっていくのかなど。お聞きしている限りだと、総体的に少し縮んでいくような感じになるのかなど。制度運用的なものもないとはいえないにしても、少し違うところに重点化すれば、そういうところに重点が移っていくのかなという印象の説明だったので、そういうことなのですよ。

○松原委員長 確認ということで。

○浦田委員 ええ。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。それでは、田島委員、お願いします。

○田島委員 今回の浦田委員の質問のやや具体化のような感じかもしれませんが、今回、主な支援措置の10ページ、11ページで、規制の特例措置が挙げられているのですが、この立地法に関する緑地面積率等の特例措置というのは工場を対象にしていると思うのです。この土地利用調整関係の農地転用、市街地調整区域の開発許可の及ぶ用途というのは、この資料からは確認できないのですが、どういうものが想定されているのでしょうか。

○松原委員長 田岡室長、お願いします。

○田岡室長 これはいろいろニーズをお聞きしますと、例えば工場が今既にあるのですが、それを増設したいと。ところが、隣の敷地が第1種農地であったりとか、こういう際になかなか転用許可が難しい、だけれども、何とか転用許可したいというニーズがあったり、そういったところなどは聞いております。

それから、農地に隣接した植物工場とか直売のお店をつくる、それから、インターチェンジの近くでの物流施設などは、農地であるとか市街化調整区域であることにより、転用

許可、開発許可に少し時間がかかる、ないしはなかなか見通しがいいということで、そこを何とかできないかというニーズもございまして、そのあたりの転用許可、ないしは市街化調整区域での開発許可を促すための規定として土地利用調整規定というのは、今回、国交省さん、農水省さんと相談して措置をさせていただいているところでございます。工場立地の関係での規定につきましては、企業立地促進法の継続で、今回はそういうものとして位置づけさせていただいております。

○松原委員長　よろしいでしょうか。もう少しあればどうぞ。

○田島委員　確認なのですがすけれども、そうすると、農地転用にかかわる政令のようなものは、今回の委員会では審議の中に入っていないような感じですか。

○田岡室長　そちらにつきましては、今回の審議の対象ではないと考えております。

○松原委員長　よろしいでしょうか。

○鍛冶審議官　いずれにしても、業種は無限定です。地域経済牽引事業であれば対象になります。それから、規制している法律が農水省の政令なものですから、農地法とかの政令改正を今回は農水省でしていただくということになります。

○松原委員長　ちょっと関連するので、私も司会をしながらで申しわけありません。後で工場立地法絡みも出てきますので、10ページのところで確認させていただきたいのですが、ゾーニングです。これ、ポンチ絵が描かれていますが、促進区域というのがまず出てきます。これは場合によって違うのでしょうかけれども、イメージとしては市町村というか、そういう行政的な範囲。A市、B市とかありますが、それがそれぞれ促進地域という形になるのでしょうか。この図だと、またがって重点促進区域が灰色で描かれていますが、B市の中だけというのものもあるのでしょうか。これはたまたまなのかもしれない、あるいは狙っているのかもしれないのですが、複数の市町村にまたがった形で重点促進区域というのがあがる。これは、県がそういう形でいろいろ働きかけたりすると、複数市町村にまたがった形で重点促進区域が設定される。その中に、さらに土地利用調整が必要なものについては、茶色っぽく書いてあるものが、例えば重点促進区域の中でも3カ所ぐらいあるような建てつけでよろしいですか。

○田岡室長　そのとおりでございます。促進区域は、市町村または都道府県の行政区画単位になります。それから、重点促進区域は、基本計画の建てつけにもよりますが、単独の市町村の中の場合もありますし、広域の場合もございまして。その中で土地利用調整計画を市町村がつくっていただくということになっております。

○松原委員長　これなのですから、土地利用調整のみに言及されているのですが、例えば市街化調整区域ではなくて、市街化区域の中で都市計画と用途地域規制が設定されていると思います。そのようなものを当然前提にした形で、例えば観光施設であるとかスポーツ施設とか、そのようなものが地域経済牽引事業として出てくるのでしょうか、そのときには、各市町村の都市計画のある面では規制というか、そういう枠組みの中で行われるということで、そこについては、この法律ではタッチしていないとみていいのですか。

○田岡室長　はい、そのとおりでございます。

○松原委員長　そのあたりの議論も、もう少し具体化してくるときに出てくるのかなとは思いますが、事業を進めていこうとすると、場合によっては都市計画上のいろいろな議論と調整していくような局面も出てくるかなと私個人的には思いますので、そのあたりも視野に入れたほうがいいかなと思っております。

○鍛冶審議官　それは、一般的には12ページの下半分に書きました事業環境整備提案制度というのを今回措置しておりまして、その中で今の用途制限とか既存の条例等による既存の制限に対する建設的な提案というのを事業者の側から受けられるようになっておりますので、そういう意味では、委員長の問題意識も一定程度は受けた形でこの法律、制度設計にしております。

○松原委員長　どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。武田委員、お願いします。

○武田委員　千葉県武田です。ご質問というより行政の要望というかお願いみたいな話なのですから、千葉県の話でいえば、千葉県は、人によると日本の縮図だという方もいらっしゃるって、産業が集積して、人口もまだ増加傾向にあり、東京に近い北西部、一方で、自然には恵まれていて、農林水産業を中心に頑張っていますが、高齢化とか人口減少が進んでいる南の方の地域とか、そういう日本の縮図みたいなところがあります。その中で、北部であれば、今、AIとかIoTで頑張って何かやってみようという話もありますし、南部ではグリーンツーリズムとか農商工連携という話もあって、今回もそのような考え方でやっていくと思います。

そうしますと、産業が集積している地域と、第1次産業を中心に何とかやっけていこうという地域で事業規模が違ってきたりとか、あと、求める支援メニューもやはり違ってきたりするのだらうと思います。北部の産業集積した地域であれば、設備投資など出てくるの

でしょうけれども、農林水産業とかサービス業を中心とした地域ですと、それよりも商品開発のためのアイデアであるとか、研究開発費であるとか、あとは人材とか、そういう支援メニューに対する要望が出てくるのが予想されます。今後は、状況に応じた支援メニューや企業さんが、これだったらやってみたいなという支援メニューとかをいろいろ教えていただけたらと思います。また、基本計画をつくった後、事業評価とかもあると思うので、そういう地域の状況に応じた事業評価のあり方もご配慮いただけると、きっと助かるのではないかと思います。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。ほかに。それでは、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員　　いろいろとありがとうございます。非常によく心にしみ入るように理解しました。釈迦に説法といいますか、皆様のほうがお詳しいのですけれども、私も工場に勤めて新しい仕事をもってこようと思つくと、国内だけではなく海外とのコンペをすることになります。こういうときに日本が勝っていくために、いろいろな規制が緩和されるというのは本当にありがたく思います。

無理やりいふとすれば、各市にまたがったことも時々あるのですけれども、そのときは行政区が違って、いろいろなことで進みにくいことがありますので、土地利用に限らず、いろいろなことの規制緩和がさらに進んでいただければというのを本当に強く思っていますし、TPPがああいう形になりましたが、TPPがもしちゃんとなっていたら、どこの工場をつくっても一緒ではないかという話にもなっていたぐらいですので、勝ち残っていくために、ぜひよろしくお願いいたします。

○松原委員長　　どうもありがとうございました。

○松原委員長　　今、議事の1番目が終わろうとしているのですけれども、ほかにご意見なければ、関連するものですので、また田岡室長に登場願う場合もあるかもしれませんが、先に進めさせていただきます。

それでは、第2の議題であります地域未来投資促進法の工場立地法の特例に関する告示案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。鎌田課長、お願いします。

○鎌田課長　　資料一覧をごらんいただきますと、私が説明させていただくものは4種類の資料がございます。資料4と参考1から参考3までになります。参考3は、前回の小委員会でご議論いただいたときの資料を参考として添付させていただいております。

それから、今回ご審議いただくものは、参考1と参考2の2つの告示になるのですけれ

ども、かなりテクニカルな内容になっておりますので、資料4にまとめておりますので、資料4でご説明させていただければと思います。資料4をお開きください。

まず、全体としまして、これまで対応した法律改正の中身、それから、今後告示を定めていくと、2つに分けて書かせていただいております。

まず、これまでの対応といたしまして、先ほど田岡からご説明させていただきましたけれども、地域未来投資促進法によりまして、特例措置の枠組みをつくったということがございます。これは前回の小委員会においてご議論いただきまして、ご了承いただいたラインで進めたわけでございますけれども、引き続き工場立地法の特例を措置するということでございます。基本的に枠組みにつきましても、現行の企業立地促進法と同様の枠組みという形にさせていただいております。

具体的には、2つポツを打っておりますけれども、法律第4条に基づきまして、都道府県と市町村で基本計画をつくり、そこに促進区域を定め、その中に重点促進区域を定めた上で、第9条でございますけれども、工場立地特例対象区域を決めていただく。この地域につきまして、これまでと同様に、国が公表する基準の範囲内で、かつ条例で定めることによって特例措置が受けられるという同様の枠組みを用意させていただいているということでございます。ここまでが法律の枠組みでございます。

今回ご審議いただく対象といたしましては、2ポツの告示でございます。地域未来投資促進法に基づく緑地面積率の基準ということでございます。これにつきましても、前回の小委員会のごときにご議論いただきまして、ご了承いただいたラインで今作業を進めているということでございますけれども、現行の企業立地促進法に基づきます緑地面積率等の基準を維持する形で定めることとしたいと思っております。

その具体的な基準につきましては、次のページでございますけれども、現行の企業立地促進法と同様に、甲乙丙という地域ごとに緑地面積、環境施設面積の範囲を定めさせていただくこととしたいと考えております。

こうしたことを実際に制度面に落としますと、2つの告示を改正することになります。1つは、緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準でございます。実際の数値基準を定めているものでございます。これにつきましては、参考1という資料の中で書かせていただいております。先ほどの資料一覧に戻っていただきますと、資料4の下に参考1というのがございます。数値基準、あと備考のところでは区域のご説明などもついておりますけれども、基本的にこれはそのまま踏襲させていただ

ておりまして、告示の題名ですとか冒頭のところの法律名、それから該当条文のところの改正をさせていただいているものでございます。

もう1つの告示、工場立地に関する準則でございます。これは参考2でございますけれども、あえてお聞きいただくまでもないことでございますが、この告示につきましては、さまざまな準則に関する共通事項を定めた告示でございます。これにつきましても企業立地促進法の名前が引用されておりましたので、未来投資促進法ということで形式的な修正をさせていただいているものでございます。

あとは先ほど田岡からご説明させていただいた資料11ページと重複いたしますので、皆様からのご質問にお答えする形でご説明させていただければと思います。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。ただいまの説明、あるいは今までの説明全体を含めまして、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただければと思います。よろしくお願いたします。

田島委員、ありますか。どうぞよろしくお願いたします。

○田島委員 ありがとうございます。結果として実際、今の企業立地促進法と対象となる法律が変わること以上の規制の内容に関する大きな変更点はないと理解したのですが、実際に法律の対象が変わること、運用上、何か予想される変化というのがあれば教えていただきたいと思ひます。

○松原委員長 鎌田課長、いかがでしょうか。

○鎌田課長 この工場立地法の規制につきましては、基本的に環境規制でございますので、その法目的との関係におきまして、これまでの法律との関係で何か運用が大きく変わるということは想定しておりません。

○田島委員 運用だけではなくて、その対象となるものとしても、今回変わったからこういうものが新たに出てくるであろうとか、今想定されているものが私は思ひつかないのですけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○鎌田課長 ございません。もともと工場立地法の規制対象につきましては、基本的に製造業と一部のエネルギー産業になっておりますので、今回の法律で製造業以外につきましても支援対象になったわけでございますけれども、製造業については、先ほど田岡からご説明させていただいたような形になっておりますので、そういう意味におきまして、工場立地法の特例に関する運用が変わることは現時点で想定しておりません。

以上でございます。

○松原委員長　　では、鍛冶審議官からお願いします。

○鍛冶審議官　　法令的にはそういうことでありまして、平たくいうと、従来の法律は、産業団地などに大企業の工場誘致を県が促進するのがターゲットでございましたけれども、今回はどちらかというと、地場に根差している中堅企業の方が、航空機産業とかバイオ産業とか、新分野に進出するときにそれをプロモートする。地域経済牽引事業という法律上新しい概念を入れて、その関係の工場設備について工場立地法の適用を充てるということですので、概念的に規制の守備範囲は変わっていないのです。

先ほどのご質問とも若干関係しますが、具体的に適用を希望される業種とか規模は、東京に本社のある大企業の工場の誘致型も残るとは思いますけれども、地場に根を張っていた中堅企業の新しい事業革新のほうが累計的にはふえてくる可能性がございまして、そういう法目的の変化に伴うある種の実態的な変化は起こるかと思えます。

○田島委員　　わかりました。ありがとうございます。

○松原委員長　　ほかにいかがでしょうか。これ、運用上なのですけれども、工場立地特例対象区域の設定が先なのか、地域牽引事業の申請というか動きが先なのか、同時併行なのか、時間軸はどのようにイメージしたらいいですか。

○鎌田課長　　工場立地特例対象区域につきましては、基本計画に基づいて指定する形になりますので、そういう意味では、法律の手続的には地域の設定が先になるということでございます。

○松原委員長　　どうぞ、飛田委員、お願いします。

○飛田委員　　今回の新しい試みといいますか、工場立地法の解釈の変更は、基本的には今の時代の流れに沿ったものと思えますので、賛成いたします。最近いろいろなことを見聞しておりまして心配いたしますのは、新しい分野にステップアップするときというご説明がございました。それは大変結構なことだと思うのですが、その新しい分野というのは、例えば安易に目先の流行に飛びつくとか、独自性に乏しいけれども、何となく利益を上げられそうだというような漠然とした推測のもとに予算がつき、それで成功すればいいのですが、慎重さに欠けないよう、雇用形態の安定性とか地域社会の新たな形成、雇用がしっかり根づいて、地域が歴史とか伝統を踏まえた上で発展していくような形になればよろしいと思えます。

国としても大変なお金が動くことでございますし、法律の精神から離れないように、特

に工業地域の一番中心地域にあっても、例えば壁面の緑化を行うとか工夫していただきたい。実際にそういう地域で法律が制定される以前に古い工場ができていたような場合の、建てかえを促したりすることはまことに結構だろうと思います。

そういう事業者、歴史と伝統をもった方がまたプラスアルファで取り込まれる場合には、この法律がフレキシブルに対応がとれるようなものであれば適切かと思うのですが、それでも壁面緑化等を含めてそこに皆さんが生活していく、あるいは通ってくることを考えますと、環境問題もじっくり考えていただいた上での対応が求められると思います。事業の持続性も大変重要になってくるかと思えますし、男女共同参画の時代でございますから、女性の雇用なども配慮されたものであって、新しい取り組みというのは、必ずしも生産物が目新しいとか、情報提供、あるいはそこから生み出されたものが新しいということだけでなく、そこに働く方たちのライフスタイルから地域の生活スタイルまで考慮したものであっていただきたいということと、さらにもう一点加えるならば、防災性を十分に踏まえてやっていただきませんか、何せ自然災害の多い国でございますから、せっかくの試みが途中で頓挫してしまうこともあると思いますので、慎重にということをお願いしておきたいと思えます。

○松原委員長　それでは、鍛冶審議官から。

○鍛冶審議官　先ほどの資料3の3ページ目に書かせていただいておりますけれども、今回の法律改正の狙いといたしまして、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼす事業だけをこの法律の支援対象にある意味限定いたしました。したがって、今委員ご指摘のように、目先の短期的な利益を追って立地するようなケースは、実は現行企業立地法のやや反省として、思ったほど付加価値がふえなかったと。リーマンショックとかの衝撃が大きかったせいもあるのですけれども、以外にグローバル競争の中ですぐ撤退してしまうということもあったのかもしれない。そういう反省を踏まえて、むしろ地域の特性に根差した事業を応援していこうというように、ある種、飛田委員と同じような問題意識で今回法律のかじを切っているということ。

それから、そういうところにおける環境の問題でございますけれども、先般、緑化表彰というのがございまして、両陛下ご臨席のもと、私どもも推薦した住友ゴムさんの宮崎の工場が総理大臣表彰をおとりになりまして表彰したのでございますが、そのお話を聞いておりますと、地域住民を巻き込んだ形での事業を長年の実績で積んでおられて、ご地元の小・中学校のお子さんを招いて、工場敷地内である種イベントをやったり、一緒に木

を植えたりとか、まさに地域住民の理解を得ないと、今や大規模工場立地はうまくいかな
いということを企業の方々は十分自覚なさっておられて、そういう優良事例も我々政府と
して積極的に検証しております。

まさにそういう問題意識がある中で、基準としての緩和については一定の条件のもとで、
ナショナルスタンダードのもとでやっていこうということで、今回ご審議をいただいでい
るところでありまして、いずれにしましても、まさに飛田委員おっしゃった2つの論点は
我々重々踏まえながら、今回、制度設計、それから運用していきたいということでありま
す。

○飛田委員　　お願いいたします。

○松原委員長　　よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。浦田委員、お願いしま
す。

○浦田委員　　緑化を積極的に推進していただきたいという立場で少しお話ししますけれ
ども、基本的に前回同様の規制緩和措置を継続するということなのですが、特に1%とか
という数字で実際に適用されるケースについて、1%というのはよほど事情があって、例
えば建てかえるときに、緑化をするとなかなか建てかえが進まない、かなり例外的なケー
スについて、これはどう考えてもしょうがないというところで発動されるようなケースな
のかなと思うのです。特に極端に低いものの適用はかなり慎重に運用されるようにしてい
ていただきたいというのが1つでございます。

それから、緩和された緑化率のかなり低い事業というか工場の整備、建てかえ、あるい
は新設がされるようなときに、どの基準を適用するかというのはあると思うのですが、そ
のときに周りの土地利用の転換というか、今こういう土地利用だけでも、将来的に土地
利用が変わっていくことが予測されるようなときに、特に将来、住宅系の土地利用が予想
されるようなところは、あらかじめちゃんと将来的な土地利用の転換までもある程度予測
しながら、どの基準でいくのかを考えるようにしないといけないのではないかと思います。

そういう意味では、企業立地を担当する部署と、そういう土地利用の動向をきちっと把
握する部署がよくコミュニケーションをとってやらないと、あと何十年後かに、しまった
ということが出てくるのは避けるべきではないかと思えます。

○松原委員長　　ありがとうございました。いかがでしょうか

前段はご要望なのでしょうけれども、後段についての土地利用の波及というか、これは
10ページのところに周辺の市街化を誘発しないといった文言が書いてあったりしますが、

補足説明していただいたほうがいいですか。田岡室長から。

○田岡室長 土地利用調整関係の規定の関係でございますと、農地、それから市街化調整区域の部分で、今回一定の措置はいただいたのですけれども、農水省さんとの関係でいけば、優良農地を確保するというような優良農地の有効活用の政策を妨げないものであることという趣旨でやることになっておりますし、国交省さんとの関係でも、市街化の乱開発にはつながらないようにすることという前提の中で、この部分についてはできるということで調整させていただいておりますので、そこは関係省庁としっかりと連携をとって、今後もやってまいりたいと思っております。

○松原委員長 浦田委員、よろしいでしょうか。

○浦田委員 はい。

○松原委員長 ほかにいかがでしょうか。田島委員。

○田島委員 議論が先ほどの土地利用転換のところに少し戻ったので、私も1つだけ。ちょうど今、オブザーバーで各省庁の方もいらしていますので、市街化を誘発しないであるとか、法の中で想定されている目的に抵触しないのはもちろんだと思うのですが、例えばインターチェンジができて、物流拠点ができると、恐らく市街化は誘発しないが、交通量は間違いなくふえる。そうなったときに、例えばこの学校が廃校になっていて、子供がすごく遠くまで通学路で通わざるを得なくなるような状況があるときに、それによって交通安全の問題が出てきたりとか、それぞれの法が想定していないような問題が生じたりしてしまう可能性は十分にあるのかなとちょっと懸念をもちしております。ですので、今後詳細を詰めていっていただくに当たっては、それぞれの政策が交差しているところにある課題についても、ぜひ十分なお配慮をお願いしたいと考えております。

以上です。

○松原委員長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。飛田委員、お願いします。

○飛田委員 ありがとうございます。今、交通の、例えば道路網の整備等も伴ってくるのではないかとご指摘がありまして、そういう観点から懸念いたしますことは、大気汚染とか、今まで環境の問題が生じていなかった地域でも問題が生じる可能性がございます。と申しますのは、私どもも30年以上、大気汚染の測定を活動の中でやっております、道路が整備されて交通量がふえてくると、大気汚染濃度が、例えば必ずNO_xの濃度が上がるとか、そういう現象を生じます。ぜんそくの発生率なども高まってまいりますので、

予期せぬ出来事が起こる可能性が今回の場合もあるということを、デメリットの面もお考えいただけたらよろしいのではないかと思います。

今まで使われてこなかった地域で、例えば資材置き場やその周辺に、非常に有害な物質が置かれていたような場合、土地の汚染も考えられますので、平面的に考えて、あそこは利用しない手はないという全体的な、俯瞰したような考え方も必要なのですが、部分、部分のその地点の状況把握と、その周辺に住んでいる方、それが他市との境になっている場合やら、何市かの関係するところもあるかもしれませんが、そのようなところに重点促進区域とか土地利用の調整区域等の中での開発措置がとられるような場合には、十分注意が必要ではないかと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○松原委員長 わかりました。もう大分いろいろご意見をいただきましたので、まとめさせていただくことでよろしいでしょうか。

大変貴重なご意見、ありがとうございます。皆様からのご意見をいただきまして、本日示された緑化面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準及び工場立地に関する準則の両告示案、先ほど鎌田課長からご説明いただいたものですが、これについてご了承いただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、異議ないものとさせていただきます。この両告示案については、当小委員会として了承したということになります。一部字句の細かい修正などがあった場合は、私と事務局に一任いただくことにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

今後の予定としましては、ただいまご承認いただいた両告示案について、あす、6月15日木曜日から30日間パブリックコメントを求める予定にしております。また、本日は承された両告示案につきましては、明後日、6月16日の午前中に開催予定の地域経済産業分科会にて報告される予定になっております。

なお、パブリックコメント及び意見考慮期間終了後、親会でございます地域経済産業分科会に諮問させていただきます。ご理解いただきましたら、その上で8月上旬に告示、施行という段取りにさせていただきたいと考えております。スケジュールはよろしいでしょうか。

それでは、最後の議題に入りたいと思います。ちょっと暑くて申しわけありませんけれども、もう少しおつき合いいただければと思います。

最後の議題、工場適地調査の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。山田課長、お願いいたします。

○山田課長 資料5と、その参考、現行の工場適地調査について、この2つの資料についてご説明いたしますけれども、専ら資料5をごらんいただければと思います。資料をお開きください。

一言で申し上げますと、工場適地調査見直しのキックオフを行いたいということがございます。

まず、1ポツの趣旨でございます。現在、工場立地法の第2条に基づきまして、経済産業大臣は工場適地調査を行うものとされてございます。この工場適地調査は、昭和34年から行われてございまして、背景としましては、高度経済成長期に工場の立地需要が旺盛で、用地が足りないという時代背景があつて、このような調査が行われてきておりまして、現在までこれが続いております。

その次、2つ目の○をごらんください。一方、近年、企業の立地動向には変化がみられるところ、新規の工業団地の開発の適正化のみならず、遊休の産業用地の活用など、既存のストックを有効活用する要請も社会的に高まっているところでございます。

※の1つ目でございます。工場の事業所敷地面積というのは、平成3年以降は14万ヘクタール前後で安定的に推移してございまして、どんどん新しい用地が必要になる状況ではないということでございます。

2つ目の※でございます。毎年工場立地動向調査という調査を行ってございます。この調査の中で、どういう土地に立地したかというのを調べているわけでございますけれども、近年では全体の立地面積の約1割強が工場の跡地に建設するということになってございまして、しかも増加傾向にあると承知してございます。

3番目の※でございます。国土利用計画におきましても、平成24年に15万ヘクタールの工業用地があるとされているところ、平成37年も15万ヘクタールが目標値ということで、目標値も横ばいとなっているところでございます。

3番目の○でございます。今般、地域未来投資促進法におきましても、先ほど来ご説明しておりますとおり、土地利用調整の仕組みと地域経済牽引事業の施設整備の円滑化のための配慮規定が設けられたところでございまして、遊休産業用地の活用も含めて新たな適

地の考え方を踏まえた調査の実施、それから調査結果の提供が求められていると考えております。

このような状況を踏まえまして、工場立地法検討小委員会において、今後の工場適地調査のあり方について見直しを行いたいということでございます。

2 ポツ、主な検討内容でございます。

(1)、新たな適地の考え方ということで、遊休産業用地の扱いなど、今日の産業用地に関する需要等を踏まえた調査基準や項目のあり方などを検討いたします。

(2)、それを踏まえた調査の方法や実施体制について検討いたします。

(3)、調べたものをいかに効果的に産業界の方々に情報提供していくかということで、ウェブサイトにおける視覚的な位置情報や検索機能の提供など、わかりやすい情報提供のあり方を検討していきたいということでございます。

今後のスケジュールでございますが、この調査は、都道府県や市町村が実際に手を動かして調査をしていただいておりますので、まずは事務局において、都道府県市町村の方々と実務的な検討を先行させていただきまして、年度内にとりまとめを行うことを目指しております。可能な限り、年内にとりまとめを行うということを考えておりますので、実務的な検討の結果、調整して、ある程度、姿がみえてきたところで皆様方にもう一度お諮りしたいということでございます。

私からの説明は以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ありましたらお受けします。田島委員、どうぞ。

○田島委員 考えが固まっておりませんが、お話を伺う限りにおいては、住宅における空き家問題と工場適地の空き地問題、遊休資産の問題というのが非常に重なっているものと考え、住宅については、人口減の中でどんどんつくり続けたら空き家がふえてしまうのと同じことで、工場の需要がふえない中で、いかに今あるものを生かしていくかという視点で情報提供していただくというのはぜひやっていただきたいと思っております。

さらにいえば、もしあいているところがある場合に、別のところを新たに開発するというのは、事業者さんにとって仮に費用が変わらなくても、社会的な費用を大変伴うものですので、自然が守れないであるとか、何だかんだいってインフラを新たにづくらなければいけないということも出てくるので、そういった観点からも、工場についてもできる限りコンパクト化を進められるような情報提供を是非、していただきたいと思いました。

それは要望なのですが、もう一点、適地調査というときに、これは土地なのか、スケルトン物件のような建物も含むのかという素朴な疑問としてありまして、場合によっては、そういったものも考慮に入れられると、業種によってはベントがついているものがあるのであれば使いたいということもあればいいなというように、新規の企業を促進するような役割ももたせていただけたら大変いいのではないかと思います。

○松原委員長　最後のほうの質問は、土地ではなくて、工場の建物ということですか。そこはいかがでしょうか。

○山田課長　ありがとうございます。まず、地域未来投資促進法において、農地転用や市街化調整区域の開発にあたって配慮規定があるわけでございます。今後、基本方針において明らかにしてまいりますけれども、近くに工場の適地があるような場合は、そちらを優先するという考え方は、基本方針の中でも盛り込むこととさせていただいております。

2点目の単に土地かどうかというところは、まさに論点でございまして、私どもとしましては、新規の工場立地の中でも割と居抜き物件を使うようなものが多いという実情を把握してございます。これは調査のコストとの見合いで決まることであり、今後、都道府県市町村の皆様方に、居抜き物件まで調査対象とすると、それだけ手間はかかりますので、その手間との見合いで決まってくるのかなと思っておりますけれども、ご趣旨は私どももよく理解しているところでございます。

○松原委員長　いかがでしょうか。どう調査するかというのは大変な検討課題ではあるのですが、久しぶりに私も工場適地という言葉を目にしまして、1966年ぐらいに立派な本が出ているのですが、それ以降、ちゃんとしたものは余り見たことがなくて、ぜひしっかりしたものを進めていただければと思っております。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、飛田委員、お願いします。

○飛田委員　近年いろいろな分野で企業の統廃合が進んできております。例えば、石油関係などでも大きな企業結合がありまして、また、産物としてもう少し高度なものを産出しないと、余っているものをつくってもしょうがないではないかということで、タンクを共有するとか、いろいろな動きがあると伺っております。あるいは、今、電力の自由化、ガスの自由化で企業が総合エネルギー企業化しているという話も伺うわけですが、企業形態も変わり、工場等もやめたり、統廃合がいろいろな分野で進められていたりすると思っておりますが、そういうところにも目を向けていただく必要があるのではないかと考えております。

いろいろな分野がありますから、調査をされて、そしてまた有効利用ということもありますし、跡地を使わないのであれば、しっかり後始末もしていただきませんか、ゴーストタウンみたいな危険なものが放置される。ですから、今回は工場適地の調査でございますから、既存の跡地でも利用できるのであれば、利用しない手もないわけです。

それから、エネルギー分野については、日本が地震国で、沿岸部にさまざまなものが設置されていて、LNGにしても何にしても、沿岸から供給されなければならないという地理的な条件はあるわけなのですが、このようなことを踏まえながらですけれども、なるべく内陸部にもっていったほうが、全体として将来に資する工場となる可能性も、例えば発電の場合でも、火力にしる、何にしる、沿岸で全部津波でもっていかれてしまうことがないように考えていく必要があるのではないかと思います。

この際、今まで解決のつかなかった問題とか懸念される問題を解決するためにも、では適地とは何かということをお考えいただきながら、あとはもちろんサプライチェーンなども必要でしょうし、できれば合理的にいろいろなところが共同で作業が進めていけるような無駄のない生産を行ったり、サービスを行ったりしていただくという視点も、加えていただければありがたいと思います。

○松原委員長 幾つか委員の方から出していただきまして、まとめて山田課長に後で答えていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 これを私が、仮にどこか遊休地がありませんかというリストを出してくださいというのを受けたとすれば、いろいろな建物が残っていると、法律が古いと既得権というところもあるのですが、どんな法律で実はこれが転用できないかもしれないとかというのを、何を全てチェックしたらいいのかがもしわかるようなことがあれば、私たちの中でも考えていくのが可能だと思いますし、住友化学という会社大企業に分類されますが、関連会社や協力会社さんはたくさんありますので、こういう方々にも何かお声をかけるときに、どうしていったらいいのかなというアイデアがありましたら、いただければと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。武田委員、いかがでしょうか。千葉県としてこういう工場適地調査を県でもかなりご協力いただくことになるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○武田委員 千葉県の問題意識としましても、圏央道であるとか、外環道も今年度中に

完成という話ですが、周辺のそういうインフラ整備が進められている中で、どんどん積極的に行きたいという意識がある一方で、財政上の制約であるとか、新しい土地もなかなか確保するのが難しい中で、今、既存の工業団地の中で空いている土地とか、あとは京葉臨海コンビナート地域の中のいろいろな整理された土地とか、そういう把握も必要だという問題意識はやはりもっていますので、こういうことをちゃんとやっていただくのは大変助かるのかなと思います。

あとは、今後、自治体の方といろいろな意見交換されるということですが、その活用の仕方とか情報の出し方とか、その辺はまたいろいろ意見が出てくるかと思っていますので、そのような意見もご参考にさせていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○松原委員長 どうもありがとうございました。浦田委員、ありますか。よろしいですか。

○浦田委員 はい。

○松原委員長 ほかによろしいでしょうか。それでは、山田課長、お答えいただければと思います。

○山田課長 飛田委員からのご指摘については、逐一お答えはいたしませんけれども、対応できることはしっかり対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

伊藤委員からご指摘のありました点につきましては、企業の方にもぜひここに自社の遊休地を登録したいと思っていただけるようなわかりやすく、使いやすいものにしていきたいと思っています。土地利用等に当たって関係する法律については、今後少し勉強させていただきたいと思っております。

それから、武田委員からも話がありましたけれども、ぜひ既にある遊休地を活用していただけるように、都道府縣市町村とも今後よく調整させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松原委員長 よろしいでしょうか。工場適地調査の見直しについてという議題ですが、ほかになければ、全体でほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

それでは、ちょっと早目ではあるのですが、閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、産業構造審議会地域経済産業分科会第34回工場立地法検討小委員会をこれに

て閉会いたします。本日はご出席どうもありがとうございました。

——了——